

令和7年10月1日

組合員 各位

裁判所共済組合本部

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について（お知らせ）

令和7年度税制改正において、19歳以上23歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、民間の被用者保険と足並みを揃える形で、国家公務員共済組合においても、令和7年10月1日から19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。以下同じ。）の被扶養者の所得限度額（※）が130万円から150万円に変更されました。

19歳以上23歳未満の年齢要件はその年の12月31日現在の年齢で判定することになります。詳細は「被扶養者の認定に関するFAQ」を御確認ください。

なお、組合員自身が被扶養者の所得等を適切に管理すべきことはこれまでと変わりはありませんので、引き続き日頃から被扶養者の所得状況等を適切に管理し、被扶養者としての要件（※）を喪失した場合には、被扶養者の認定取消に係る届出を行ってください。被扶養者の認定の取消しの届出が遅れた場合、高額な医療費を返納しなければならない可能性もありますので、十分に留意してください。被扶養者認定の取消しに係る届出の要否等に疑義が生じた場合には、所属の共済組合にお問合せください。

※ 年間所得の合計額が将来にわたって所得限度額以上となることが見込まれるとき、月額所得の合計額が所得限度額の12分の1に達する見込みが立ち、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき（ただし、月額所得が変動する場合等は、2、3か月間の平均所得が所得限度額の12分の1に達し、将来にわたって同程度の所得を得ることが見込まれるとき）は被扶養者としての要件を喪失することになります。その他の要件は「被扶養者の認定に関するFAQ」を御確認ください。

＊所得限度額

- ・原則：年額130万円（月額108,333円）
- ・19歳以上23歳未満の者である場合：年額150万円（月額125,000円）
- ・障害年金受給相当の障害を有する者又は60歳以上の者である場合：年額180万円（月額150,000円）